

期日入札のあらまし

公売財産の確認

公売財産についての情報は、各売却区分番号に該当する区役所に掲示されている「公売公告兼見積価額公告」に記載されていますので、入札前に必ず御確認ください。なお、入札希望者の方には、写しの交付を行っております。

また、公売手続き、公売財産の詳細等を記載した「横浜市不動産公売広報（期日入札分）」を作成していますので、併せて御覧ください（「横浜市不動産公売広報（期日入札分）」は、御希望の方に配付しています）。

買受人の制限

税務関係職員、滞納者及び法律の規定により公売の参加を制限された方は、直接、間接を問わず入札に参加できません。これらに該当しない方は、どなたでも入札に参加できます。

入札日及び入札時間

入札は、「公売公告兼見積価額公告」に記載された日時、場所で行います。

郵送やインターネットによる入札はできません。

暴力団員に該当しない旨の陳述書

不動産公売の入札に参加される方は、陳述書を作成の上、入札書と併せて提出してください。提出が確認できない場合は、入札に参加することができません。

宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合は、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを陳述書と併せて提出してください。

公売保証金

入札をする際は、売却区分番号ごとに、定められた額の公売保証金を必ず納付していただきます。

公売保証金は、現金で、入札日当日に公売会場において納付していただきます。

なお、入札の結果、その公売財産を買い受ける資格が得られなかった方の公売保証金は、公売終了後にお返しします（この際、印鑑が必要になりますので必ずご持参ください）。

入札

入札は、所定の入札書により売却区分番号ごとに行います。

法人名で入札される場合には、入札書の提出を行う方が代表権限を有することを証する書面（商業登記簿謄本等）を入札に先立って提示していただきます。提示していただいた商業登記簿等は写しを取らせていただき、原本を返却します。

代理人が入札される場合は、あらかじめ委任状を提出していただきます。

なお、入札に関する詳しい注意事項については、入札開始前に説明があります。

開札及び最高価申込者の決定

開札は、入札書の提出が締め切られた後、入札者の面前で行います。

入札価額が見積価額以上で、かつ最高の価額である入札者を最高価申込者に決定します。

売却決定及び代金納付

売却決定は、「公売公告兼見積価額公告」に記載された日時に、最高価申込者に対して行います。

売却決定を受けた最高価申込者の方には、売却決定の日に買受代金の残額を一括して納付していただきます。

権利移転の手続き

買受代金の残額納付後、公売財産の所有権及び危険負担は買受人に移転します。

公売財産の所有権移転の登記手続きは、買受人の請求によりその財産の公売を担当した各区役所が行います。

買受人となられた方には、買受代金の支払い後、必要書類と手続費用（登録免許税及び郵送料等）を提出していました

だきます。

財産の引渡し

買い受けた財産の前所有者あるいはその財産を使用している第三者などに、その不動産の明渡しを求めるような場合は、買受人がその手続きを行うことになります。話し合いがつかないときは、民事訴訟によらなければならないこともあります。

その他

現況有姿による引渡しになります。また、公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があつても、横浜市は担保責任を負いません。

事情により、公売を中止にする場合があります。入札の際は、必ず御確認ください。